

徳島県告示第九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年二月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

株式会社サプライズ	名 称	指定居宅サービス事業者	名 称	指定居宅サービス事業を行う事業所	種 類	サービスの	廃止の届出	廃 止
	所 在 地	鳴門市大麻町大谷字森崎四 四番地一〇		所 在 地				
	一ふるさと	デイサービスセンタ	通所介護	令和五年十二 月二十八日	令和六年一月 三十一日			